

概要

白紙

概要

1. 調査分析の目的

産業活力再生特別措置法に、いわゆる日本版バイ・ドール制度と称される条項(第 30 条)が措置されてから 20 年以上が経過した。この間、知的財産戦略会議等で同制度の利用徹底を図るべく国等からの委託研究開発への適用措置の拡大方針が決定されるなど、時限法から恒久法(産業技術力強化法第 17 条)への転換を経てこの制度の適用拡大に向けた取り組みがなされてきた。

日本版バイ・ドール制度は、政府の資金で実施された研究開発成果を広く活用可能とする重要な役割を持つ制度であり、其故に幾つかの先行研究も存在し、ファンディング機関の研究開発事業の成果に関するもの[2]や国有特許権に比した活用状態の比較[3][4]などを見つけることができる。だが、我が国全体としての適用状況、例えば同制度を適用した特許出願の諸状況や出願行動に与えた影響などを考えたとき、そうした調査分析が十分に行われてきたとは言い難いことに気付かされる。

他方、科学技術・学術政策研究所(NISTEP)においては、国立大学の研究者による発明の特許出願に関する調査研究[1]を行っており、ここでも国立大学発の発明の知財化に対する日本版バイ・ドール制度の政策的支援効果の考察を必要としている。

NISTEP では、こうした課題を解決するために、公開特許公報等から網羅的に同制度を適用する特許出願を見つけ出し、それら情報をデータベース化して分析を実施した。

本報告書は、我が国全体としての制度の適用状況、出願機関や特許査定状況、さらに国立大学の出願行動の変化など、分析により明らかになった諸事項を取り纏めたものである。

2. 日本版バイ・ドール制度とは

国等の委託研究開発(国立研究開発法人等を経由した間接委託を含む)において、開発者のインセンティブを強化し、研究開発成果を広く活用可能とすることを目的に、従来は国に帰属していた政府資金による委託研究開発に係る知的財産権を企業、大学、研究者等の開発者に帰属させることを可能にする制度である。米国では、1980 年にバイ・ドール法が制定され、日本ではそれを参考に、1999 年に産業活力再生特別措置法の第 30 条に日本版バイ・ドール制度と呼ばれる条項を制定している。その後、恒久法として産業技術力強化法に移管されている。

3. 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願の特定

日本版バイ・ドール制度の適用を受ける特許出願は、特許法施行規則第二十三条第六項により出願願書にその旨を記載しなければならない。

定型的な制度適用の申告様式の規定はなく、図 3.1 の例のように INID コード¹のない付加情報として記載されることから出願人検索のような対象を絞った情報検索ができない。

このため特許情報の商業 ASP サービス²の全文検索を用いて産業活力再生特別措置法や産業技術力強化法とい

(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 公開特許公報(A)	(11) 特許出願公開番号 特開2006-161779 (P2006-161779A)
		(43) 公開日 平成18年08月22日(2006.6.22)
(51) Int. Cl. F04B 43/04 (2006.01) B81B 3/00 (2006.01) H02N 2/00 (2006.01)	F I F04B 43/04 B B81B 3/00 B H02N 2/00 B	テーマコード(参考) 3H077
審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 12 頁)		
(21) 出願番号 特願2004-358089 (P2004-358089)	(71) 出願人 591243103	
(22) 出願日 平成16年12月10日(2004.12.10)	財団法人神奈川科学技術アカデミー 神奈川県横浜市高津区坂戸3丁目2番1号	
(出願人による申告) 国等の委託研究の成果に係る特許出願(平成16年度、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、革新的部材産業創出プログラム「マイクロ分析・生産システム」プロジェクト委託研究、産業活力再生特別措置法第30条の適用を受ける特許出願)	(71) 出願人 000005108	
	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	
	(74) 代理人 100068504	
	弁理士	
	(74) 代理人 100086656	
	弁理士	
	(72) 発明者	
	東京都文京区本郷2-32-2-304	

図 3.1 日本版バイ・ドール制度適用申告特許出願の記載例

¹ Internationally Agreed Numbers for the Identification of Bibliographic Data Code, 書誌的事項識別のための国際合意番号。特許文献上に 2 桁の数字で表示される。

² 商業特許検索システムである「SRPARTNER 国内+国外版((株)日立システムズ)」を使用している。

た適用法の文字列が含まれる特許出願を抽出し、その出願願書から同制度を適用した特許出願で間違いがないことを確認し特定している。

ここで特定した日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願 36,569 件(2019 年 12 月末日までの出願公開分より特定)はデータベース化し、以下に述べる分析に供している。

4. 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願の分析

4.1 特許出願件数の年次推移

日本版バイ・ドール制度が施行された 1999 年 10 月 1 日以降の同制度を適用した特許出願 36,569 件の年次推移は図 4.1 に示す通りである。この年次推移は、次の 3 つのフェーズに分けることができる。

第 1 フェーズは 1999 年から 2004 年までの増加期、第 2 フェーズは 2004 年から 2007 年までの踊り場期、第 3 フェーズは 2007 年以降のステップアップ期である。第 3 フェーズでは日本版バイ・ドール条項は特別措置法から産業技術力強化法第 19 条として恒久法(2007 年 8 月 6 日施行)となり、それを境にもう一段階の増加傾向を見せ、直近では年間 2,200~2,500 件程度で推移している。これらの推移において、増加期では国内営利企業(以降、企業と略す)、踊り場期とステップアップ期では高等教育機関、其々からの出願が大きな影響を及ぼしている。この詳細については 4.3 項(p 概要-4)を参照されたい。

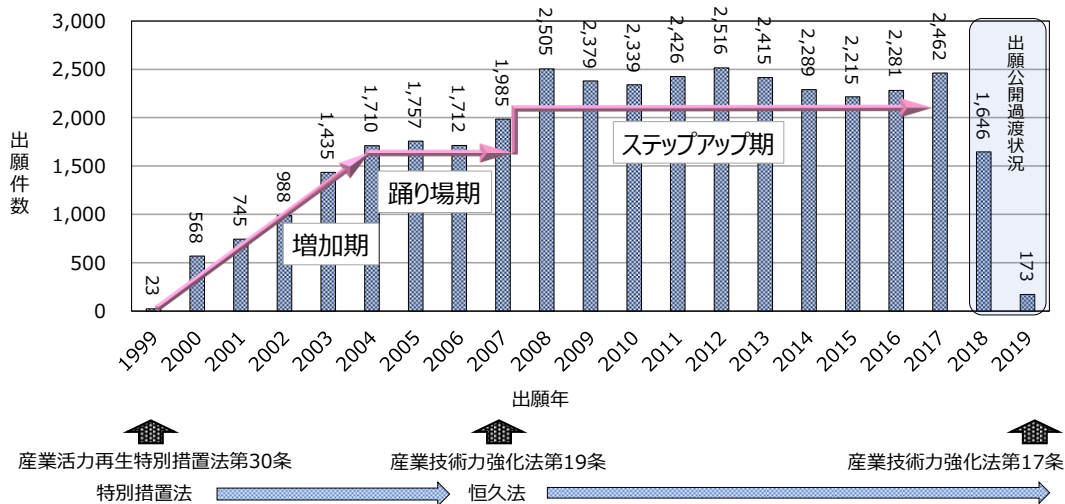


図 4.1 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願件数の年次推移

4.2 特許出願した機関

政府資金による委託研究開発の成果を、日本版バイ・ドール制度により特許権利化しようとする出願機関の 3/4 以上は企業であり、他の出願人種別を圧倒している。(図 4.2 外円)

それら企業の大多数は大規模法人であり、資本金等の企業情報を調査した累積出願件数 3 件以上の企業 997 社³では、3/4 強(750 社)、出願件数では約 96%(28,579 件/29,821 件)を占めている。図 4.3 に示したように中小企業者の累積出願実績は 10 件未満と言っても過言ではなく、出願件数が少なくなるほど中小企業者の占める割合は増加する。例外

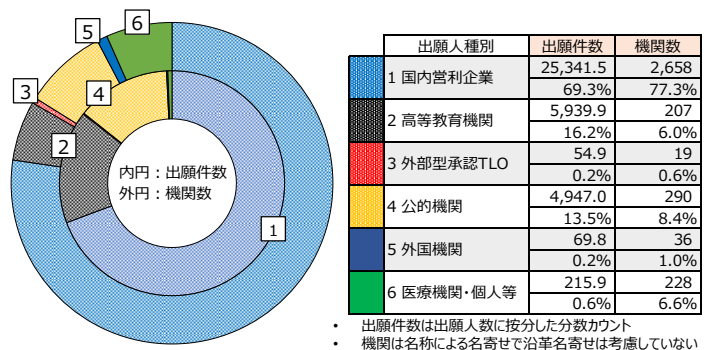


図 4.2 機関数と出願件数の割合

³ 企業規模は租税特別措置法の中小企業者の定義である資本金 1 億円以下の法人を適用。1 億円を超える企業は大規模法人と称す。累積出願件数 2 件以下の企業は調査に要する時間の関係から未調査である。

的に 20 件以上の実績を持つ中小企業者も 2 社見つかるが、何れもバイオ分野の研究開発型の企業である。

企業の業種別では、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業といった電気通信分野の製造業が多くの特許出願を行っている。

製造業以外では学術研究、専門・技術サービス業、情報通信業といった業種が出願件数の上位を占めている。これらの業種では、出願件数のチャンピオン企業又は上位数社でその業種全体の出願件数の過半数を占めている状況が共通して見える。

数多くの出願を行った機関には、上記の企業のみならず成果の迅速な産業界移転とより広範な活用などイノベーションの担い手としての役割を期待される大学や公的な研究機関も含まれている。例えば、産業技術総合研究所は国の研究開発プロジェクトへの参加が多く、累積で 2,923 件(整数カウント)、2,206.6 件(分数カウント)と際立った日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願実績を持ち、大学も累積出願件数の上位 20 機関のうち、1/4 の 5 機関が国立大学である。(本編の「図表 9 出願件数 150 位までの出願人」(p14) 参照)

また、大学発ベンチャーからの出願(163 社、合計 436 件)も一定数見つけることができる。本編の図表 12(p18)にはそれら全ての大学発ベンチャーの出願状況を取りまとめているので参照されたい。

表 4.1 出願人種別

出願人種別	説明
1 国内営利企業	株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、合資会社、法人格を持たない個人企業
2 高等教育機関等	国立大学(法人化前)、国立大学法人、公立大学(法人化前)、公立大学法人、学校法人、省庁大学校、高等専門学校、大学共同利用機関
3 承認TLO(外部)	大学の内部組織を除く法人格を持つTLO
4 公的機関	独立行政法人、国立研究開発法人、財団法人、社団法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特殊法人、公社、公団、許可法人、地方自治体関連組織、社会福祉法人、農事組合法人、商工会議所、各種組合(事務組合を除く)など
5 外国機関	外国企業、外国大学、他の海外機関
6 医療機関・個人等	医療法人、病床を持つ医療センター・各種病院など、個人、上記1~5に当てはまらない機関

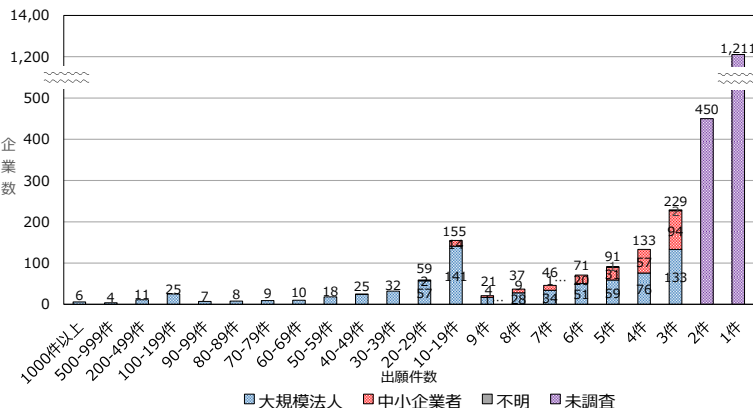
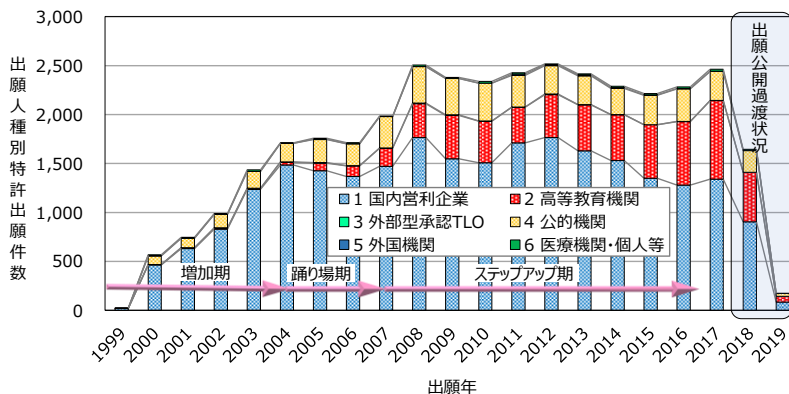


図 4.3 出願件数の階級別企業出願人の規模

4.3 特許出願件数の変化に対する出願人種別の寄与

本項では、4.1 項で区分した 3 つのフェーズについて、出願機関の種別による特許出願件数(以下、「出願件数」と略す)の変化に及ぼす影響の違いを、寄与度を用いて考察する。

図 4.4 は、図 4.1 の出願件数を出願人種別(表 4.1)毎に分数カウントした出願件数を用い積み上げ棒グラフで示している。また、図 4.5 では図 4.4 のデータを基に、出願件数の前年比の変化率に対する出願人種別毎の寄与度を示した。ここで、寄与度は当該年の変化率を何ポイント押し上げ又は押し下げたかを意味し、出願人種別ごとの出願件数の変化に対する影響を測定することができる。



注: 出願人種別毎の出願件数は分数カウントを使用

図 4.4 出願人種別毎の出願件数の推移

制度施行の 1999 年から 2004 年までの出願件数の増加期では、図 4.5 に見るように変化率に対する企業の寄与度が圧倒的に大きく、増加期の主役は企業であったことが判る。その他に公的機関からの寄与も見られるが、その出願件数の約 60%は産業技術総合研究所からの出願で構成される。

踊り場期では出願件数の増減変化は乏しくなり、故に変化率は小さい。この期の特徴として見つけ出せることは、企業の出願件数が頭打ちし、寄与度が負に転じたのを補うように高等教育機関の影響力が増し始めたことである。

ステップアップ期では、特に2007～2008年の出願件数の増分に対する企業、高等教育機関、公的機関の寄与が見える。取り分け、高等教育機関は図4.4における同時期の出願件数の推移で明らかのように、企業に次ぐ出願件数保有種別の地位を確保するに至っている。2009年以降の比較的安定した出願件数で推移する状況では、企業の出願件数はそれまでと同様に

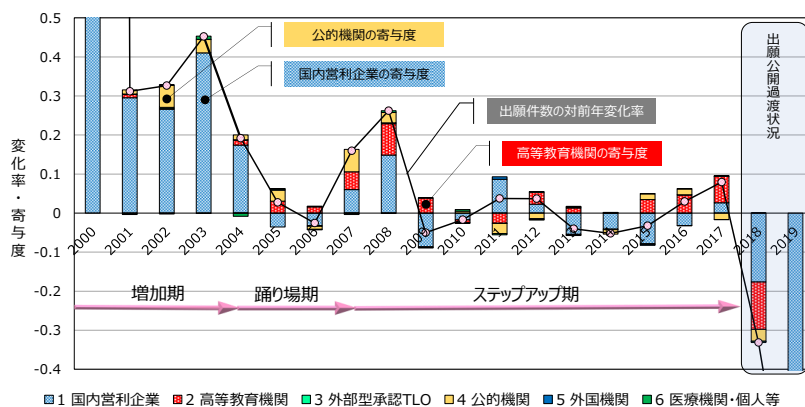


図 4.5 出願件数の変化率に対する出願人種別毎の寄与度

況では、企業の出願件数はそれまでと同様に、前年との差分は負値、すなわち寄与度が負となることが多くなり、代わって高等教育機関の存在感が増していることが判る。ここで高等教育機関に分類した機関のうち、国立大学長(国)及び国立大学法人を出願人とする国立大学からの出願件数は高等教育機関全出願件数の81%(分数カウント換算)を占めている。このため、高等教育機関は国立大学と置き換えて見ることも可能である。

4.4 特許出願した発明の技術分野

特許出願した発明の技術分野は、日本版バイ・ドール制度の施行以降一貫して電気工学、情報通信技術、化学といった技術分野の出願が多い。だが、2013年以降、電気通信系分野の出願割合が低くなる傾向を見せ始め、2017年には2013年に比し12.5ポイント低下している。(図4.6)低下分は一つの技術分野が取って代わるのではなく、機械工学、化学、一般機器、バイオ・医療機器といった複数の分野が少しずつ補完する形になっている。バイオテクノロジー・医薬品は、逆に僅かであるがマイナス成長となっている。

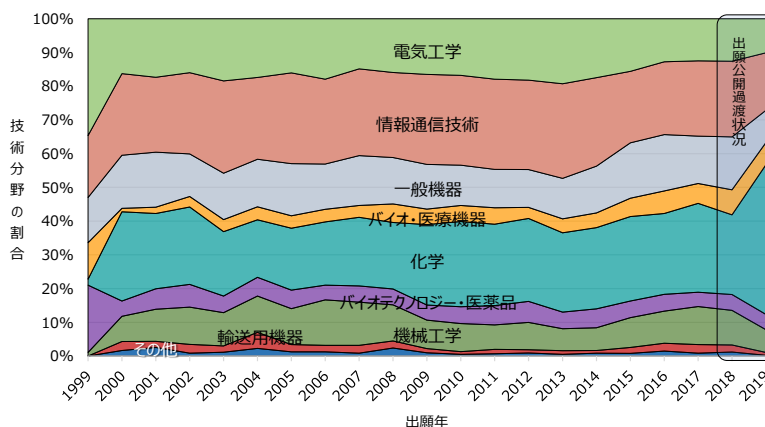


図 4.6 特許出願した発明の技術分野

4.5 審査請求率と特許査定率

図4.7の折れ線(実線)は出願年ベースで示した特許出願の審査請求率と特許査定率である。

出願年ベースとは、例えば、2005年に特許出願した発明の審査請求が出願日から3年以内(2001年10月1日以前の出願は7年以内)のどの時点で行われようと2005年出願のうち審査請求が行われた出願の一つとして取り扱う方法である。特許査定率も同様で、査定時期に関係なく特許査定を受けた出願の一つとして出願年に加える。出願年ベースの審査請求率と特許査定率の計算式は、本編第3章の其々の用語解説を参照されたい。他方、図4.7の折れ線(破線)は、特許庁の特許行政年次報告書[9]から引いた審査請求率と特許登録率であり、我が国の特許出願の平均的な状況を示している。

ここで、特許行政年次報告書には特許登録率が掲載されている。特許登録率は特許査定受領後登録

料の支払いを行い権利化した割合データである。一般的には、特許査定を受けながら登録しない発明はごく少数であり、比較を行う上で問題はない。

図 4.7 において、日本版バイ・ドール制度施行初期を除けば審査請求率は 80% 前後で推移している。対して特許行政年次報告書では一貫してそれよりも 10 ポイント程度低い状況で推移し、政府資金による委託研究開発に係る発明の権利化意欲は非常に高いことがわかる。なお、2002～2003 年に「こぶ」が見られるが、2001 年 10 月からの審査請求期間短縮の副作用であり、審査請求件数の一時的な増大が表れたものである。

特許査定率は 2000 年代初期の 70% 未満から近年は 80% 台半ばへと上昇傾向にある。特許行政年次報告書の特許登録率は同様に右肩上がりであるが、やはり特許査定率よりも 10 ポイント程度低い状況で推移している。このことから、日本版バイ・ドール制度を適用し特許出願した発明は、産業上の利用可能性・新規性・進歩性など特許要件の面で平均よりも優れた発明が多いことの証左となる。

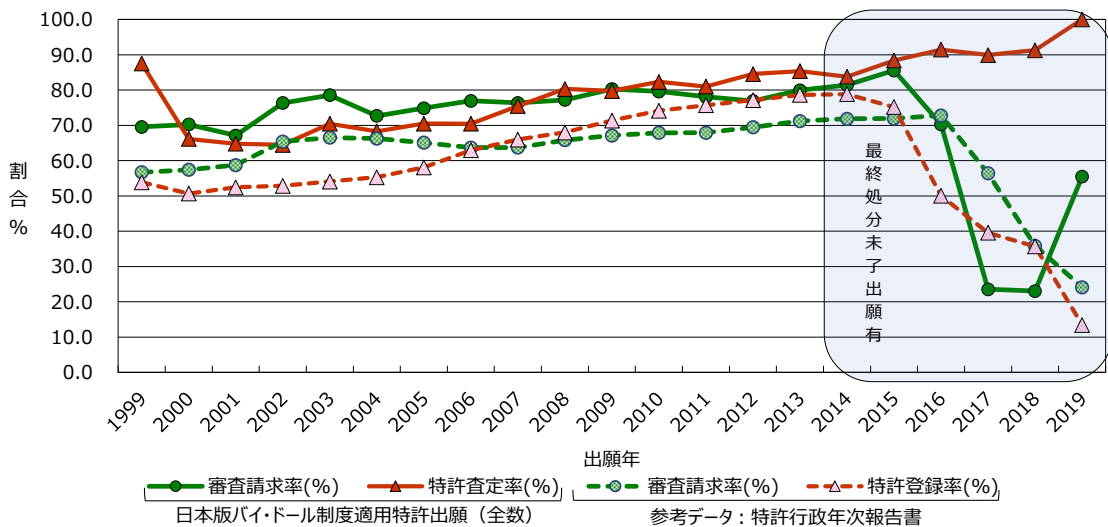


図 4.7 審査請求率と特許査定率

4.6 委託元機関

図 4.8 は、特許出願した発明を創出した研究開発の委託元となる機関について示したものである。

政府資金による委託研究開発 委託元機関			出願件数	上段：日本版バイ・ドール制度適用出願全数 下段：日本版バイ・ドール制度適用国大・TLO出願
国立研究開発法人	内閣府	日本医療研究開発機構 (AMED)	713	
			353	
	総務省	情報通信研究機構 (NICT)	3,448	
			104	
	文部科学省	科学技術振興機構 (JST)	5,105	
		日本学術振興会 (JSPS)	2,655	
	厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所 (NIBIOHN)	49	
			7	
	農林水産省	医薬基盤・健康・栄養研究所 (NIBIOHN)	184	
		農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)	84	
経済産業省	農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)	666		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)	180		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	55		
		2		
		16,397	16,399	
		1,505		
		9,952		
	府省庁その他	2,451		

注：日本版バイ・ドール制度は委託による研究開発成果を対象としているため、補助金や助成金による研究開発成果の特許出願件数は、ここには含まれない。

注：出願件数には表示した委託元機関の旧名称時代の件数も含む

注：出願件数は日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願の全文検索により算出した値である。特許出願に記載された文字列の揺れによる検索漏れが生じる場合もあり概数である

図 4.8 委託元機関

上段は日本版バイ・ドール制度適用特許出願(全数)について、下段はそのうち、国立大学が関与する出願(国立大学又は外部型承認 TLO から出願)を対象に併記している。

全数を対象とした研究開発の委託元となる機関を見ると、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の委託事業により創出された発明の出願件数が多くを占めている。しかし、同じ制度適用の発明であっても上段と下段では委託元となる機関に違いがある。

顕著な違いは NEDO が委託する事業であり、全数では委託元として圧倒的多数を占めていたが国立大学が関与する出願では後退し、代わって科学技術振興機構 (JST) を委託元とする研究開発が最多となる。

5. 日本版バイ・ドール制度を適用した国立大学発発明の特許出願

ここでは、国立大学発発明 (国立大学の研究者による職務発明の特許出願) を対象に日本版バイ・ドール制度が特許出願を活性化し、出願件数増に繋げる要因となったのか検証する。

5.1 国立大学発発明の特許出願に占める日本版バイ・ドール制度を適用した出願

図 5.1 の棒グラフの全高は国立大学発発明の出願件数 (P_{nu}) である。これらの特許出願には、国立大学はもとより、TLO、企業、公的機関など、様々な機関からの出願が存在し、共通するのは国立大学の研究者による職務発明を特許出願したという点である。

P_{nu} の中には日本版バイ・ドール制度を適用した出願も含まれており、図 5.1 の棒グラフにおいて、日本版バイ・ドール制度を適用した出願 (P_{bd}) と同制度を適用していない出願 (P_{ot}) の 2 系列に分け表示している。折れ線は P_{nu} に占める P_{bd} の割合を示している。

P_{nu} に占める P_{bd} の割合は、2005 年まで 3% 以下と低率で、 P_{nu} の大部分は P_{ot} が占めていた。

以降、 P_{nu} 自身の成長が鈍化する中で、 P_{bd} の緩やかな成長により P_{bd} と P_{ot} の構成比は変化し、2017 年には P_{bd} の割合は P_{nu} の 19.7% を占めるに至っている。

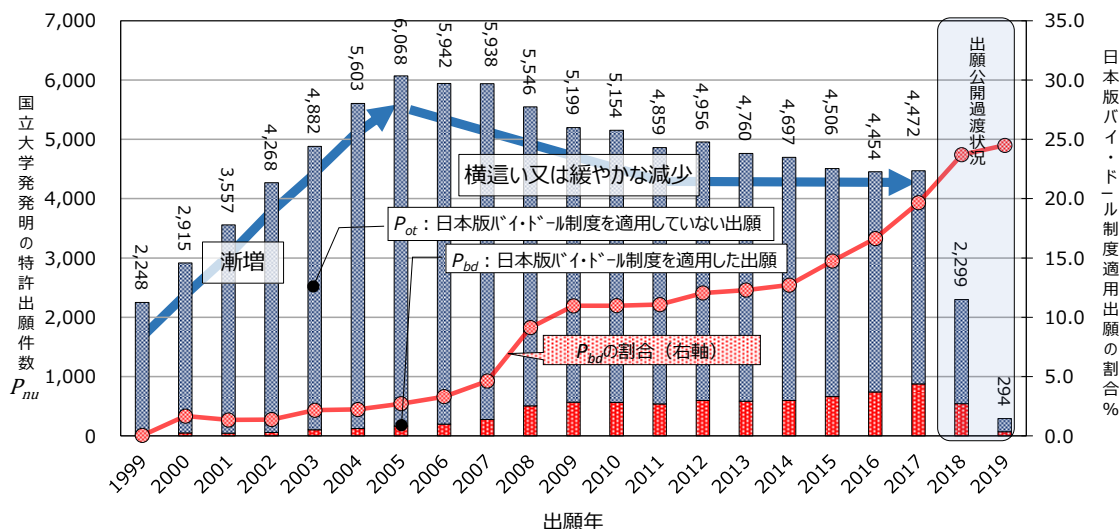


図 5.1 国立大学発発明の特許出願に占める日本版バイ・ドール制度の適用出願

5.2 国立大学発発明の出願件数の増減に対する寄与

ここでは、日本版バイ・ドール制度が国立大学発発明の出願件数 (P_{nu}) の変化に及ぼした影響について、4.3 項と同様に寄与度を用いて考察する。

図 5.2 の折れ線は図 5.1 に示した出願件数 P_{nu} の前

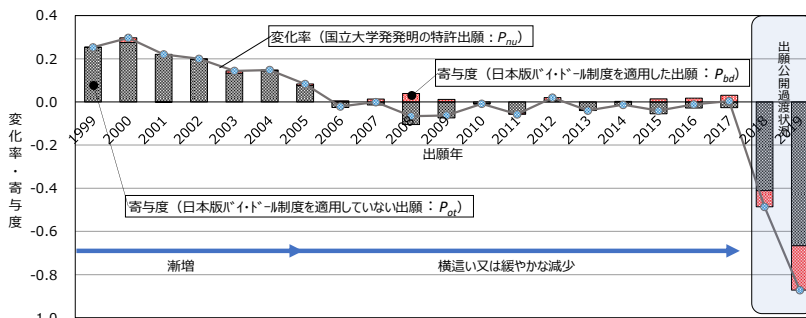


図 5.2 国立大学発発明の出願件数の変化率に対する寄与度

年比の変化率であり、積上げ棒グラフの二つの要素（日本版バイ・ドール制度を適用又は適用していない出願の寄与度）が当該年の変化率を何ポイント押し上げ又は押し下げているかを示している。

法人化前の P_{nu} の漸増期では、前年比の変化率はその後の出願件数の増減が小さい状況にある年代よりも大きくなる。だが、この漸増期の日本版バイ・ドール制度を適用した出願件数 (P_{bd}) の増加は僅かであり(図 5.1)、変化率に対する寄与の殆どは日本版バイ・ドール制度を適用していない出願 (P_{ot}) によるものである。

2005 年以降、 P_{nu} が横這い又は緩やかな減少を見せる中で、 P_{bd} は 2008 年に一段階増加し、このため寄与度は一旦大きくなるものの、それ以降の増加は 2014 年まで緩やか(図 5.1)で、それ故に寄与度も小さな値に戻ってしまう。変化が現れるのは 2015 年に入ってからであり、漸く寄与度が大きくなる傾向が見え始める。だが、 P_{bd} の増加は P_{ot} のマイナス分を補う範疇から出しておらず、それを超えて両者の和である P_{nu} の成長を促すまでには至っていない。

5.3 特許を受ける権利の承継

次に、日本版バイ・ドール制度を適用した国立大学発明の特許出願(図 5.1 の赤棒)を対象に、国立大学の権利の承継状況を考察する。

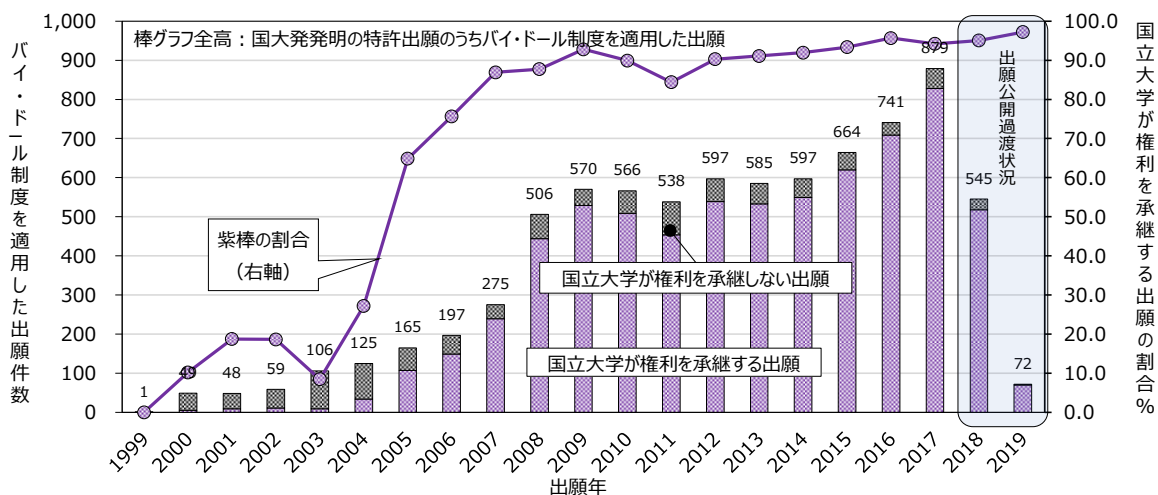


図 5.3 特許を受ける権利の承継

図 5.3 は特許を受ける権利の承継の側面から日本版バイ・ドール制度を適用した国立大学発明の特許出願を示している。棒グラフの全高は図 5.1 の赤棒部分である「 P_{bd} : 日本版バイ・ドール制度を適用した出願」と同じであり、さらに、それらの出願機関に国立大学を含む(紫棒)か否(黒棒)か、即ち、国立大学(法人化前は国)が特許を受ける権利を承継するとした出願か否かに分け表している。折れ線は出願機関に国立大学を含む(紫棒)出願の割合である。

図 5.3 及び関連データから、国立大学発明の特許出願における日本版バイ・ドール制度を適用した出願の権利の承継状況は以下のように考察できる。

- (1)法人化以前(1999 年 10 月 1 日～2004 年 3 月 31 日)では、国立大学の研究者の発明の特許出願は 18,351 件あり、このうち日本版バイ・ドール制度を適用した出願 (P_{bd}) は 314 件存在する。そのうち、国が権利を承継するとした件数(国立大学長名義の出願)は 44 件(14.0%)に過ぎず、外部型承認 TLO を通じた 5 件の出願(1.6%)を除く、残り 265 件(84.4%)は企業等による出願である。44 件についても、国が単独で出願したのは僅か 3 件(1.0%)で、残り 41 件は国と企業等の他機関との共同出願である。
- (2)法人化前の特許を受ける権利は原則発明者帰属とされるが、政府資金による委託研究開発の成果である発明は、国立大学が権利を承継する必要があるれば日本版バイ・ドール制度がなくても国(国立大学は国の一機関)として権利を承継することができる。しかし、多くの特許を受ける権利を国立大学(国)

が承継しなかったという当時の状況は、国有特許化すると実施権上の問題で利用し難くなる点を差し引いても、国立大学として権利を保有し活用する戦略が希薄であったと言えよう。

- (3)法人化後(2004年4月1日以降)は、日本版バイ・ドール制度を適用した国大発発明の出願件数は合計7,571件ある。このうち、国立大学が権利を承継した件数は6,821件(90.1%)で、国立大学の単独出願が3,030件(40.0%)含まれる。また、法人化後は、図表31に見るように出願機関として国立大学を含む特許出願の割合(紫折れ線)は急激に増加し、最近は95%前後まで上昇している。
- (4)日本版バイ・ドール制度を適用した出願に対する国立大学の権利の承継状況は、法人化前と後では様変わりした。日本版バイ・ドール制度は法人化前の国立大学にとって特許の出願を動機付け、促進するものとはならなかった。だが、法人化後の特許出願は、権利の機関帰属、大学の評価指標、特許料等の減免そして産学連携活動の重視といった環境変化の中で、国立大学の発明を知財化し活用するという意識の変革が生じ、国立大学からの出願割合は急上昇する。その中でも、政府資金による委託研究開発では良質な発明(4.5項参照)を生み出しており国立大学が日本版バイ・ドール制度を適用して権利を承継する傾向は一層強くなっている。

6. 考察と政策的示唆

本報告書では、日本版バイ・ドール制度を適用した特許の包括的な出願件数を示し、同制度が恒久化された2007年の翌年以降、年間2,200~2,500件の特許出願がなされていることを明らかにした。これは、同制度の政策的な効果や影響を全体的・定量的に捉えるための重要な基礎となるものである。同制度の効果や影響については、これまで、NEDOの委託研究開発に関する詳細な分析などは行われてきたものの、日本全体での把握はほとんど行われておらず、同制度の政策効果を検討するための手ごかりは無かったのである。

同制度を適用した特許の出願機関については、企業が3/4以上を占めており、しかも大企業が多いことが示された。このことは、イノベーション促進政策において、ベンチャー企業や中小企業が特に効果の高い対象であるという認識が世界的にもますます強くなっているなかで、日本版バイ・ドール制度のあり方についての議論に一石を投じるものとなる可能性がある。ただし、同制度を適用した特許の出願機関のなかに163社のベンチャー企業が含まれていることが判明しており、イノベーション促進政策として、一定の効果が表れていると見なすことができるかもしれない。

また、大学がどの程度、同制度を活用しているのかについては、従来、部分的にしか検証されていなかったが、本報告書では、著者がこれまでに実施してきた国立大学発の特許出願についての分析の成果と組み合わせることにより、国立大学発の特許出願全体に占める日本版バイ・ドール制度を適用した出願の割合は年々増加し、2017年には2割近くを占めるようになっていることを示した。

しかし、日本版バイ・ドール制度を適用した特許の出願が、国立大学発の特許出願の全体的な件数を増加させたという事実は確認できない。これは、日本版バイ・ドール制度を適用した国立大学発の特許の出願自体には増加の傾向が見られるものの、過去10数年間において国立大学発の特許出願の全体的な件数が横這い又は減少傾向にあるなかで、それを超えて増加させる寄与を及ぼすまでには至っていないためである。しかし、権利の承継という観点では、国立大学法人化前後で状況が一転したことが示された。すなわち、国立大学が権利を承継した件数は、法人化前は15%未満(国として承継)であったのに対し、法人化後は90%を超え、日本版バイ・ドール制度は政府資金による委託研究開発成果に対する国立大学法人の権利意識の変革に一定の影響を与えていると考えられる。

国立大学に限らず、日本版バイ・ドール制度の成果である特許権等が有効に活用されているか否かは、同制度の政策効果を検証するうえで、特に重要な点である。これに関しては今後、分析を深める必要があるが、本報告書では、特許出願の審査請求率と特許査定率に着目した分析を行っている。それにより、日本版バイ・ドール制度を適用して特許出願した発明は、産業上の利用可能性・新規性・進歩性など特許要件の面で平均よりも優れた発明が多いことを示した。